

佐賀県告示第 448 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成 26 年 11 月 25 日

佐賀県知事 古 川 康

1 施行者の名称

佐賀市

2 都市計画事業の種類及び名称

佐賀都市計画道路事業 3・5・37号 八戸天祐線

3 事業施行期間

平成 26 年 11 月 25 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分 佐賀市昭栄町、長瀬町、新生町及び天祐二丁目地内
- (2) 使用の部分 佐賀市昭栄町、長瀬町、新生町及び天祐二丁目地内